

猟銃・空気銃をお持ちの方、持とうとされる方へ

平成26年10月1日から、猟銃・空気銃の所持許可等についての手続について、下記のとおり一部の手続で郵送・代理人による手続が可能となっています。

郵送・代理人による手続が可能となったもの

下記の手続について、郵送・代理人による手続が可能となりました。

- (1) 猟銃等講習会の受講の申し込み
- (2) 教習資格認定証の交付、それに伴う猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請
- (3) 技能講習の受講の申込み及び技能講習通知書の交付
- (4) 技能講習修了証明書の交付
- (5) 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付（新規所持許可者のみ）
- (6) 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請
- (7) 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請
- (8) 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請

郵送による手続の方法

詳しい手続方法については、別添の
「郵送による猟銃及び空気銃の新規所持許可手続について」
「郵送による猟銃及び空気銃の更新・追加所持許可手続について」
「郵送による講習修了証明書・教習資格認定証・技能講習修了証明書の書換え・再交付手続について」
をご覧ください。

代理人による手続の方法

代理人が手続を行う場合には、代理人、委任者両名の住所・氏名・生年月日・電話番号と委任する手続について記載した委任状を提出するとともに運転免許証、戸籍の謄本又は抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）住民票の写し、住民票の記載事項証明書、国民健康保険等の被保険者証、旅券等の来署した方が代理人本人であることを確認するための書類を提示して下さい。（どれか一つで結構です）

それ以外については申請者本人が手続を行う場合と同様となります。

その他

郵送による手続は、これを希望される方の便宜のために行うものですので、郵送費等の必要な費用は希望される方の負担となります。